

令和元年 12 月 25 日

事業主各位

熊本労働局職業安定部職業安定課  
需給調整事業室長

改正労働者派遣法説明会（同一労働同一賃金）の追加開催に  
ついて（ご案内）

日頃より職業安定行政の業務運営につきましては格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月 6 日に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、労働者派遣法につきましても、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けたとりくみ（不合理な待遇差をなくすための規定の整備、派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化など）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

労働者派遣元事業主及び派遣先事業主におかれましては、新たな労働者派遣法制を正しく理解し、派遣労働者の適正な就業に向けて特別な配慮が求められます。

熊本労働局では、令和元年 10 月から 11 月にかけて「同一労働同一賃金」をテーマの中心に改正労働者派遣法説明会を開催しましたが、今般、下記により追加開催を行うことといたしました。

つきましては、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

記

1 開催日時・会場

令和 2 年 1 月 21 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分

熊本地方合同庁舎 B 棟 2 階大会議室（A）（熊本市西区春日 2-10-1）

※会場は、B 棟です。ご注意ください。

（注）この説明会のための駐車場は確保しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

2 内容

改正労働者派遣法（令和 2 年 4 月 1 日施行）の「同一労働同一賃金」を中心とした説明

3 参加申込

別紙「参加申込票」をご記入の上、FAX にて参加申込期限までに当室あてお申し込みください。

なお、定員になり次第、参加申込期限より前に締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

その他、不明な点等ございましたら、ご遠慮なく担当までご連絡ください。

【お問合せ先】 熊本労働局 需給調整事業室

（熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階）

TEL 096-211-1731 FAX 096-323-3663

★本票のみ送信してください。

**FAX 096-323-3663**  
(FAX 番号の間違ひには、ご注意ください！)

需給調整事業室 行

|       |          |   |
|-------|----------|---|
| 事業所名： | 派遣許可番号：派 | — |
| 所在地：  |          |   |
| 電話番号： | 申込み担当者名： |   |

## 「改正労働者派遣法説明会」参加申込票

1 開催日時

**令和2年1月21日(火) 14時00分～16時00分**

2 開催場所

熊本地方合同庁舎B棟2階大会議室(A)【熊本市西区春日2-10-1】

※会場は、B棟です。ご注意ください。

(注)この説明会のための駐車場は確保しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

3 参加希望者の人数をご記入ください。

|   |
|---|
| 人 |
|---|

4 労働者派遣法等に関する御質問などあればご記入ください。

|  |
|--|
|  |
|--|

**【参加申込期限：令和2年1月17日(金)】**